

## 令和8年度銚田市販路開拓・拡大支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業等の販路開拓及び拡大と本市産業の振興及び活性化を図るため、新たな事業提携先の確保や受発注の機会の確保を目指す展示会等への出展又は活性化の効果が見込める取組みに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者、小規模企業者及び個人事業者(農林水産業を除く)をいう。
- (2) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗等(仮設又は臨時のものを除く)で、市内に所在するものをいう。
- (3) 展示会等 中小企業者等が自社の製品及び技術を紹介する展示会、見本市(販売を主たる目的とするものを除く。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者、団体又はグループ(以下「団体等」という。)とする。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ市内で1年以上事業を行っている中小企業者等
- (2) 産業の振興のため、販路開拓・拡大に積極的に取り組む中小企業者等(市外に本店があるチェーン店又はフランチャイズ店は除く。)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に商業等の振興及び活性化に寄与すると認める者又は団体等

2 前項に規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象とはしない。

- (1) 市税及び法人市民税を滞納している者
- (2) 宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としている者
- (3) 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までの規定に該当する者
- (4) 暴排条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 法人でその役員に、暴排条例第2条第2号又は第3号に該当する者がいる者
- (6) 申請又は補助金の交付以降に事業を継続する意思のない者
- (7) 法令及び公序良俗に反する事業を行う者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当ではないと認める者

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率、補助金額は別表第1のとおりと

する。

2 前項の補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、銚田市販路開拓・拡大支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて令和 9 年 2 月 26 日までに市長へ提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第 2 号)

(2) 収支予算書(様式第 3 号)

(3) 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書の写し)

(4) 誓約書(様式第 4 号)

(5) 事業内容の見積書及びパンフレット等

(6) 決算書類の写し(申請者の事業経営状況が確認できる書類)

法人：申請日から見て直近の決算時の法人概況説明書及び貸借対照表、損益計算書、販売費、一般管理費の内訳が分かる書類の写し

個人：前年の確定申告書(第一表・第二表)又は市県民税申告書の写し及び収支内訳書の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 一度受理した申請書等については、補助金交付の可否にかかわらず、返却しないものとする。

3 補助金の申請は、1 事業者 1 回のみとする。

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合には、当該交付申請に係る書類の審査、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、銚田市販路開拓・拡大支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第 5 号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に補助金の交付目的を達成するために、必要な条件を付すことができる。

(補助対象事業の変更)

第 7 条 前条第 1 項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容に変更が生じたときは、銚田市販路開拓・拡大支援事業補助金変更承認申請書(様式第 6 号)に、第 5 条第 1 項各号に規定する書類のうち、変更となる事項の根拠資料を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 補助対象経費の 30 パーセント以内の額で減額しようとするとき

(2) 補助対象経費にかかる内容で軽微な変更をするとき

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の承認の可否を決定したときは、銚田市販路開拓・拡大支援事業補助金変更承認(否認)決定通知書(様式第 7 号)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知に補助金の交付目的を達成するために、必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき
- (3) 法令若しくはこの要綱に反したとき、又は市長の指示に従わないとき

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、銚田市販路開拓・拡大支援事業補助金取消決定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(状況報告等)

第9条 市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助対象事業の遂行の状況に関し、銚田市販路開拓・拡大支援事業補助金遂行状況報告書(様式第9号)により報告を求めることができる。また、補助事業者の承諾を得たうえで、担当職員に当該事業者の事務所等に立ち入り、帳簿等その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、銚田市販路開拓・拡大支援事業補助金実績報告書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成果報告書(様式第11号)
- (2) 収支決算書(様式第12号)
- (3) 領収書の写し(明細が確認できるもの)及び契約書の写し
- (4) 申請した経費の成果が確認できる書類(写真・URL・印刷物・作製物等)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告の提出を受けた場合において、当該実績報告に係る補助対象事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、銚田市販路開拓・拡大支援事業補助金交付確定通知書(様式第13号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受ける場合は、銚田市販路開拓・拡大支援事業補助金請求書(様式第14号)を、市長に提出しなければならない。

(証拠書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助対象事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助対象事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 20 日から施行する。